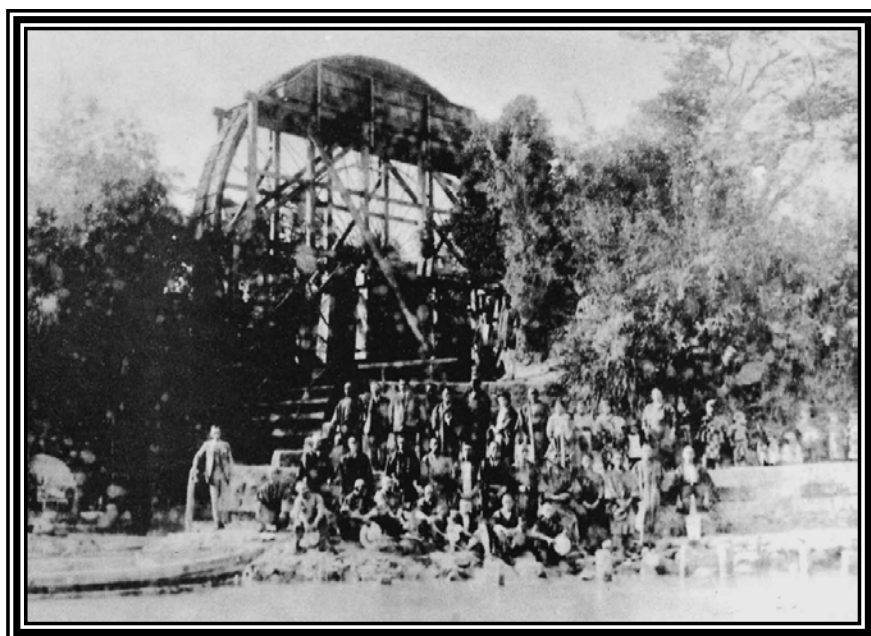




第Ⅱ編

小糸川の揚水車



第Ⅱ編写真：久保の揚水車
—昭和5年ベルト式から歯車式に大改造—

刈込徳次郎著（複写）

1. 農業用水

(1) 当地域の用水法

農作物の栽培には水が必要であり、特に稲作には不可欠である。このため農家は用水の確保とその利用に心血を注いだ。この地域の用水源としては、降雨による天水、山から絞り出る地下水、自然に湧き出る泉、掘抜き井戸、河川などがあり、用水路、堰、樋、水車などを設けて灌漑をはかった。

しかし、井戸掘り技術や揚水施設の発達がなければ、稲作が不可能な地域も少なくなかった。この地域における主要な「用水法」をあげれば次の通りである。

●溜池による用水

水不足の平坦地や、降雨による天水に頼ることが多い山間地などでは、古くから各所に溜池が造られ、この溜池が重要な役割を果たしてきた。

●自然流水による用水

山林から流れ出る水量の多い箇所では、溝川を利用したり、水路を設けるなどして古くから用水として利用してきた。

●堰による用水

河川のはるか上流で川を塞ぎ止め、アゲヤと田圃との間に長い用水路（方言では、テビ、スイジなどという）を介するもので、この水路は等高線に沿って山裾を巡り、あるいはトンネルを潜り、あるいは樋を渡し、延々と導くことによって、下流の、川から直接水を得られない高地をも灌漑する大掛りな用水である。

※ 川の塞ぎ止めを、方言で、アゲヤ、あるいは、アゲバ、などといわれ、溜池なども堰と呼んでいる。また、アゲヤの大規模なものも堰と呼ばれている。

●水車による用水

水車による用水は、揚程の小さい河川の下流域で行われた。小糸川流域では周西、貞元、八重原の各村で集中して行われていた。水車の利用は寛政4年（1792）に中野村字高井地先の小糸川沿いに、水車が設置された場所が天保5年（1834）の中野村絵図面に示されていることが中野土地区画整理事業「礎」に記されている。

また、同年4月29日付で、「水車掛日限之儀」に付人見、大堀村取

替議定書（写）が人見郷土誌「燦」に収録されている（議定書は、人見揚水車の項に記述）

●掘抜井戸による用水

井戸水による灌漑は明治以降急激に増加し、小糸川、小櫃川の両流域で広く行われ、これによって開田が進み、稲作の安定化にも寄与した。これは鑿井^{サクセイ}技術が発達したことによるものである。

君津市は上総掘り発祥の地であり、この方式による自噴井戸が中心である。市域の発達には二つの経路に分かれ、その一つは小糸川に添う中村を中心としてその流域に、他の一つは小櫃川に沿う小櫃村を中心としてその流域に普及した。発達の起源は中村周辺が古く、小櫃村周辺は明治12年（1879）以降という。－『君津郡誌』下巻－

（２） 上総掘り（掘抜き井戸）の発達

君津市は上総掘り発祥の地である。発達の経路は、小糸川に添う中村を中心としたその流域と、小櫃川に沿う小櫃村を中心としたその流域の二つに分かれて普及したことは前述の通りである。

1) 中村周辺発達の概要

中村糠田の池田久蔵は文化14年（1817）頃から孫久吉を助手として鑿井業を営んでいた。

当時の道具は金棒の先に矢筈形、八角球形の金具をつけて台棒突足場によって約25～26間（約45.5～47.3m）を突いて出水した。

その後、元治元年（1864）に至って、久吉の親族関係により池田徳蔵を助手として雇い、明治15年（1882）に檜の木棒の先に矢筈形の金物をつけた台棒突によって深さ60～70間（約109～127m）から出水を得た。

明治19年（1886）11月、池田徳蔵は苦心の末鉄管突きを発明し、以後多少の改良を加えて鉄管の先に輪鑿輪という道具を取り付け、竹ヒゴに釣って使用した。これによって300間（約545m）以上に鑿井することが可能となり、鉄管掘りの基礎が成立したという。

中村上の石井峯治郎は池田に助力していたが、後に揚足場という装置により噴水が鑿井作業を妨げることを防ぎ、竹竿の弾力によって竹ヒゴを上方に引き上げ、労力の節減をはかるなど幾多の改良を重ねて鑿井技術を大成した。『中村誌』

2) 小櫃村周辺発達の概要

明治12年(1879)頃、東京府下千住㊤組という鑿井業者が、俵田の大村安之助に鑿井法を伝えたのが起源とされている。

その鑿井は金棒を使うもので、寺沢の鳥海栄太郎が最初に試み、飯田長之助、山口浪次郎などが助手となって学習した。

明治14年(1881)に大村は、成田山参詣の折に瓦斯管7尺(約2.1m)ほど購入し、これを木の棒の先に装着して突いたところ、好結果を得たので、さらに長さ2間位(約3.6m)の鉄管を求め、これに工夫して竹ヒゴに結んで試みた。その結果、非常に好成績をあげたので改良を加えて、明治15年(1882)頃完成した。

当時、中村の竹ヒゴは大村安之助の発明で、池田徳蔵はその工夫を真似たものであるという。『君津郡誌下巻』

このように、上総掘りによる自噴井戸は、小糸川と小櫃川流域の開田と用水にきわめて大きく寄与した。



上総掘り風景

2. 小糸川下流域揚水車の歴史

(1) 三直の揚水車

<施設概要>

設置場所	三直字上郷（通称カミカヅラ）
設置年月	明治28年（1895）
型 式	藤原式
揚 水 量	
突 揚 程	6間（約10.9m）
灌漑面積	50町歩（約50.37ヘクタール）
原 動 車	直径 6間（約10.9m） （機械心棒を除き、すべて木製）

明治31年（1898）撤廃。水車破損により、経営及び維持が困難となり、明治45年（1912）に解体。

車の周囲をささえる棒（みだ棒と言われている）を数戸にわけられ、それをもとにして田植用正常植定規（俗にはがちと言われている）を造り、正常植が始まり、付近、特に中村方面にひろまった。

昭和の時代に入り、揚水車設置場所（現在、その場所を里人は「くるま場」と呼んでいる）より約150m程下流（三直字上郷、通称小境）に動力揚水場を造り、三直、法木作、内蓑輪の大部分、外箕輪の一部、南子安及び北子安の大部分を灌漑した。名称は八重原耕地整理組合といい、昭和10年（1935）に着工し、揚水場、用水路などを昭和12年（1937）に完成。灌漑面積は約120ヘクタールに達した。

その後、南子安、北子安、内蓑輪など、都市計画による土地区画整理のため脱退。三直、法木作、外箕輪の一部の約80ヘクタールに圧縮された。

<電力用水>

場 所	三直字上郷（通称小境）
揚 程	10間5尺（約19.7m）
ポンプ口径	12吋（約30cm）
揚水管口径	18吋（約46cm）

当初、三直地区の用水不足（水田約45ヘクタール）の補給用水として計画。計画変更の結果、法木作、内蓑輪、外箕輪、南子安、北子安地区を加え、約120ヘクタールへの灌漑、県営工事として施工する。

八重原村三直揚水車設置場所想定図



(2) 久保の揚水車

1) 北子安天神堰用水との関係

北子安村を水源とする久保・杓師村の用水は慢性的に不足がちであった。そのため久保村から北子安村の地内に溜め池を設けるように要望したが、北子安村では新たな溜め池によって水が自村の田地に止まることを恐れ、争論となった。

下記は寛永16年(1639)2月15日の「北子安村と久保・杓師村の溜め池出入覚」である。

子安村と久保・杓師村のため池出入覚		寛永一六年二月十五日
覚		
一、小安村と久保田村・木師とため池出入之儀、此以前之ため池之外やへらため池ニ致度由、久保村之者申場所、一色忠次、南條惣右、見分ニ致、右ささら立候場所長サ六拾間、横貳拾八間之内、半分ため池ニ致、替地として小安村へ、むより能所ニて中田彦反歩、久保田村・木師村が小安村へ可相渡候		
一、右之ため池ニ水を多クため、小安村之田地ニ水いかり候ハぬ様ニ可仕候		
満水ニて水いかり候時分へ、小安村之百姓と久保田村・木師村百姓相談ニ而、せきをはつし可申候		
右之通申付候上へ、以来相違有間敷候、若違背仕百姓於在之者、曲事ニ可申付候、以上		
寛永拾六年卯二月十五日		
久保田村	石坂忠兵衛	
杓師村	萩原甚之丞	
	久保田庄兵衛	
	田中主殿	
	小笠原安芸	
	南條惣右衛門	
	一色忠次郎	
	百姓中	
	(杓師 鶴岡隆氏)	

北子安村と久保・杓師村のため池出入覚

この事件には関係領主が実地検分しさらに立った場所に長さ60間(約109.10m)、横28間(約50.9m)の内半分を溜め池とし、その替え地として最寄りの田地一反歩(約991.7㎡)を久保・杓師村から北子安村へ渡すこと。

また、その溜め池に水を多く溜め、北子安村の田地に水がいかないようにし、もし満水となり、水が溢れるようであれば北子安村の農民と久保・杓師村の農民が相談して堰をはずすことを取りきめている。

久保・杓師村は、小糸川沿いの村であったが、台地性の地形であり、小糸川の河床は低く、近世における揚水技術では低い河川から大量に水を引くことは相当に困難であったといわれる。そのため、水の確保には苦勞したようで、度々水源の北子安村と争論を起こしている。

下記は、寛政11年(1799)に再論した当時の「^{*1}用水出入済口証文」の写しである。

北子安村と久保・李師村用水出入済口証文写

寛政十一年四月

差上申済口証文之事

上総国周准郡北子安村、同郡久保、李師兩村を相手取申立候者、同村用水溜井字天神池之流末を久保、李師兩村用水ニ為引取候ニ付、村内鎮守天満宮江久保村より先年下田老反廿歩為冥加致寄附置、右溜井統北子安村進退之野原地を、理不尽ニ新溜井を堀候ニ付、寛永年中兩村与及出入、其節之御裁許繪図面所持いたし、水口等茂御認有之從來用水引取来、其後双方地頭所見分之砌、溜井縁り野原地を可致溜井ニ望申渡有之、中田老反歩、久保、李師兩村より為替地請取、則野原之内長六拾間横廿八間之内、半分者右兩村新溜井ニいたし、殘拾四間者其低野原ニ而差置、尤満水之節者三ヶ村立合之上堰を外し候仕来ニ而、又候寛文年中新溜井統野原地江水為保用水足合ニ致度由、右兩村申聞候ニ付猶又李師村より、上田九畝廿歩久保村より、上田三反八畝拾八歩為替地請取之、野原地之儀茂右反別ニ割合差遣、前々天神池者北子安村進退ニ而、三ヶ村共無差支用水引取候處、尤去年前書新溜井長横共間數之極有之候處、拾四間者其低野地と申場所を送り、新溜井縁りより南往還堤者勿論、右堤下田方江替地境杭相立、寛永之替地境之由申偽り、及出入御吟味中熟談之上天神池、并往還堤之儀者有形ニ而間數見届置、新溜井者是迄之姿ニ而、尤替地差出置候事故、久保、李師兩村進退ニ取極致内済候、然処新溜井統野地田之儀者、北子安村天正之御水帳ニ式町老反四畝廿歩有之、右之内新溜井之分、老反歩并四反八畝八歩都合五反八畝八歩替地ニ相渡、則替地証文等茂致所持罷有候處、去年十二月中兩村之もの共替地野原之場所江、大勢入込眞菰等焼払、剩溜井南縁り往還堤通り三ヶ所之

* 文面の一部を掲載

印、済口証文差上申処如件

寛政十一年四月

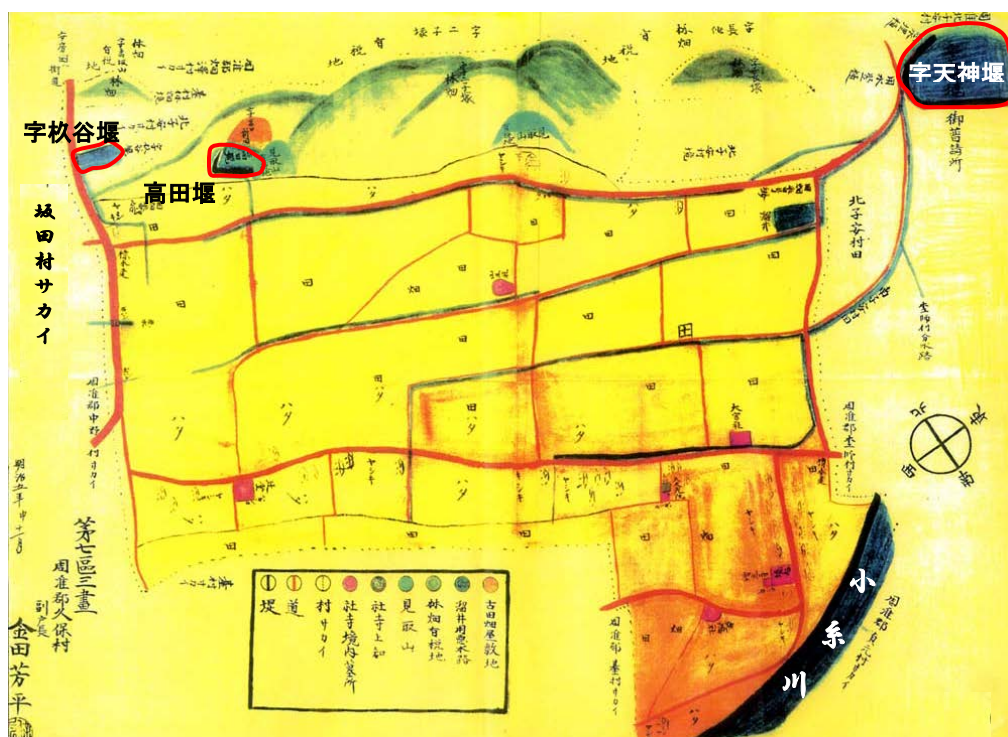
内方鉄五郎元当分御預所
安藤大和守
萩原頼母
原半左衛門
窪田喜内
窪田岩之助
中村万吉
上総国周准郡北子安村
七給惣代
萩原頼母知行所
名主
訴訟方 百姓代
七郎左衛門
八右衛門
内方鉄五郎元当分御預所
上総国周准郡久保村惣代
相手 名主
市右衛門
同元当分御預所
同国同郡李師村惣代
相手 名主
丈右衛門
右御吟味ニ付被召出候
北子安村
新儀真言宗
秀明
春明
頼二付代
内方鉄五郎元当分御預所
南子安村
慈空
藏
天院
同村惣代
名主
仁左衛門
頼頭
専右衛門
赤松式部知行所
三直村
名主
三左衛門
扱人 年寄
新右衛門
同 半右衛門
御評定所
前書之通訴答為取替如件
未ノ四月
(李師 鶴岡隆氏)

* 1 北子安と久保・李師村用水出入済口証文写

2) 揚水車設置の由来

農耕、とりわけ稲作にとっては、水は生命である。往時、揚水施設が無かった頃の農業用水の資源としては、恵みの雨、つまり天水一途に依るのみであった。

久保地区では隣村の北子安に対して、代償地を提供して大きな天神堰（現在の北子安2丁目26番付近）の水利権を得た。また、字野原（現在の北子安1丁目6番、10番付近）の一角に通称くみ堰を造り、天神堰、高田堰、^{スギ}杵谷堰と共に常時天水を貯めて、農耕用に備えたが、全耕地の用水量としてはなお十分とはいえなかった。（「^{*2}周准郡久保村古地図」）



***2 周准郡久保村古地図 明治5年(1872)11月**

そのために毎年のように続く旱魃と、これに伴って生ずる虫害を受けること夥しく、無害といえる年は凡そ十年間に僅か一、二年のみであったという。

明治27年（1897）房総地方は稀有の大旱魃にみまわれ、春先から7月中旬頃迄、一滴の雨も降らなかった。（水稻の苗代は、低地を求めてどうやら作られたようである）

このため、一株の苗も植付することができず、全耕地一面に、人の背丈ほどもある雑草が生え茂ってしまった。

ここに至って農民の嘆息すること限りなく、足下を滔々と流れる小糸川の水を何とか水田に漑ぐことができないものかと、特に被害の大きかった久保・杵師・坂田の有志は真剣かつ積極的にこの難題と取り組み、連日寝食も忘れて討議し、揚水車建設という結論を出した。

早速、近郷はもとより、遠方各地まで揚水施設を求めて奔走したという。このよ

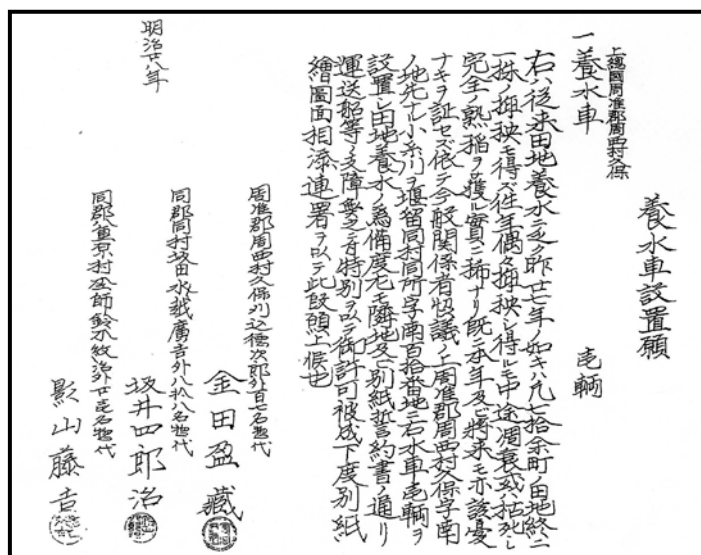
うにして有志の尽力の結果、市原郡鶴舞（現在の市原市）に探し求めている揚水車のあることを知った。

また、この揚水車は、この道の大家、藤原治郎吉氏の考案によって造られたものであることもわかった。

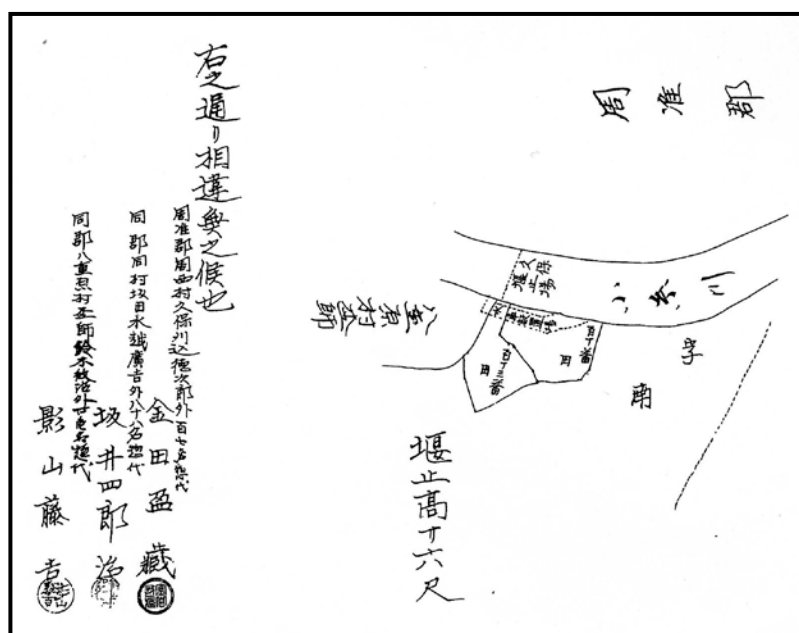
藤原治郎吉氏はもと和泉国（大阪府）の生れで、生地は現在の泉佐野市である。そのころ千葉に仮住まいをし、先代より種々の農機具の考案、製作に熱心であったという。

周西村の苦境を聞いた藤原氏は大いに同情し、久保南陂大水車の架設に全面的に協力を寄せることとなり、早速、準備を進めその年の8月1日に工事を着工した。

下記は当時の設置願届と添付された貴重な資料（写し）である。



揚水車設置願の添付表1 明治28年(1953)



添付図 揚水車の主要部を示す図

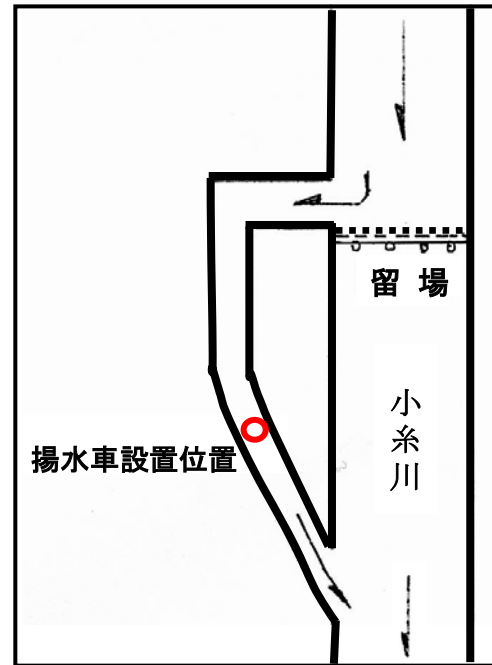
3) 揚水車の構造と施設の概要

<構 造>

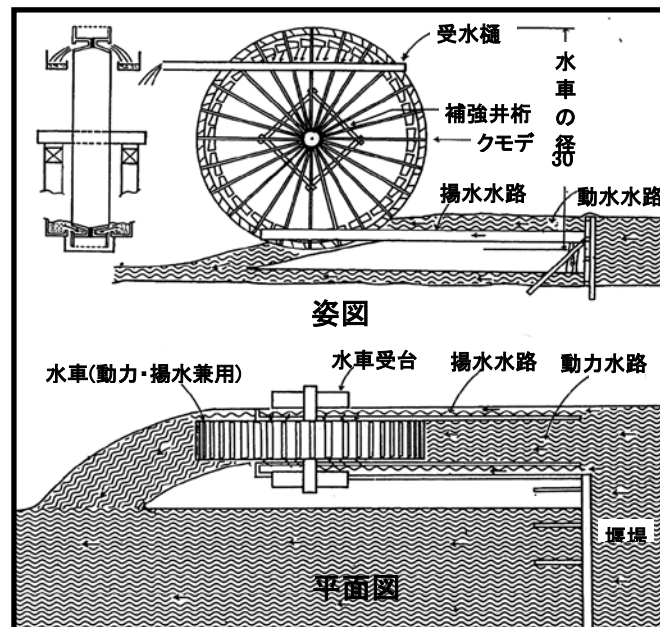
右図の通り、小糸川の流水を平板で約1間余（約1.8m）の高さにせき留め、一方、河岸の一角を側方に切り開き、せき留めた河水を切り開いたところに迂回流下するように導き、この中途に揚水車を設置した。

この揚水車自体が直接流水を受けることによって自然に回転し、この車の

全周に方1尺（約30cm）、深さ5寸（約15cm）の水柵256個によって汲み上げられた水を、38尺（約11.5m）の高所において樋に受け、耕地の用水路に送る仕組である。



揚水車と留場図



<施設概要>

設置場所 …… 久保字南110番地（現在の南久保2丁目15番の南端）

設置年月日 …… 明治28年（1895）1月13日 （試運転を実施）

型 式 …… 藤原式

揚 水 量 …… 毎分23石4升（約4.16Kℓ）

突 揚 程 …… 38尺（約11.5m）

原 動 車 …… 直径38尺（約11.5m）

輪幅 6尺（約 2.0m）

灌漑面積 …… 72町3反2畝8歩 (約71.72ha)
 久保 …… 44町8反4畝 (約44.47ha)
 坂田 …… 21町7反 (約21.52ha)
 杵師 …… 5町7反8畝8歩 (約5.73ha)
 工 費 …… 2,400円

＜竣工運転の日＞

8月1日に着工したこの事業は着々と進み、翌28年（1895）1月13日には一切の工事を竣えて揚水の試運転をすることになった。

久保南陂水車碑

内務大臣從二位勳一等子爵芳川顯正公篆額

南總君津郡周西八重原二村沿小糸川地高川低不可以溉田圃而村中如久保坂田杵師往年各爲一村今則久保坂田屬周西杵師併於八重原然猶爲一聚落雖土質頗良不能盡其地利秋成無害十歲間僅一二年耳甲午歲旱甚加以虫害久保水田三十六町九段餘其能插秧者不過十之一河瑞一帶無青色矣議者曰田以水爲命無水則無稻今也工藝日進火輪走嵩電音傳焉或有利用河水良器豈可束手望雲霓乎坂田杵師人亦欲合力與修水利集議累日殆忘眠食有人告曰和泉人藤原次郎吉今寓千葉發明農桑器械最巧水車乃聘之規畫曰非費二千圓不能也則豫定其率課之於三聚落七十二町三段二畝八步其引水久保則十之六分二釐坂田三分杵師八釐議諸約堅乃相地勢起工於久保南陂陂北並鑿板渠三條堰河引水渠頭設閘門置水則中渠濶十二尺長十五尺下通於河左右兩渠濶各一尺下稍廣稍隆其長概居中渠之半渠窮處設水車狀如並兩輪爲一者輪徑三十八尺輞幅六尺六十四幅湊一轂輪邊左右周函方一尺深五寸其數二百五十六是曰犀桶材皆檜鐵軸貫轂大三寸長十四尺植六柱以支之輪三方安槽高二十八尺受輪運之水曰受水梘材良器完頗極機巧創工於甲午八月一日竣於明年一月十三日是日遠近觀者如堵其排閘也河水漸々入渠中車輪旋轉翻翻聯聯運左右兩渠之水爲瀑落槽中自槽一方奔注田疇勢如激箭料一時間得水千三百八十二斛四斗衆并躍曰我等蘇生矣爾來三年諸穀皆熟夫耕婦績享終身飽煖之樂望霓之歎聲變爲鼓腹擊壤之歌其功亦偉矣哉頃村人請余欲勒其事於石併鐫成功盡力者姓名碑陰使後昆知起工之所因古昔有灌漑得其利爲作均水約束刻石立碑以防分爭者村人之意亦其在于此乎乃記之

明治三十一年季四月

從七位 重城保撰並書

田 雲 錦 刻

久保南陂水車碑文

「是日遠近觀者如堵」と碑文にもあるが、地区の人々はいうまでもなく、近郷近在の人達までも大変な関心で、大勢が觀に集まった。

1時間の揚水量実に 1, 382石4斗(約249.4Kℓ)。村人のよろこびは限りなく、石碑の文中にも「我等蘇生せり」とあるように、実に手の舞、足の踏む所を知らなかった。

4) 久保南陂水車之碑

この久保南陂水車の完成を祝して、明治31年(1898)4月、大宮神社の境内の一角に石碑が建てられた。

記念碑は、長さ6尺9寸(約2.10m)、幅3尺5寸(約1.06m)、厚さ5寸(約15cm)という大きな仙台石によった。

そこには当時の農民の苦しみと水車完成の喜びが次のように刻まれている。

同		建 碑 願	
明治三十一年二月一日	周西村久保惣代	金田 盈蔵	刈込徳次郎
千葉県君津郡周西村久保位置小糸川ノ流れ二沿ヘリ。然レドモ土地高層ニシテ田地用水ニシテ欠シク、十中ノ八・九年ハ旱害ニ罹リ、人民ノ困苦年ニ増ス。就中去ル明治二十七年ノ如キハ、久保田地凡ソ三十七町歩ノ内、漸ク三町歩ヲ挿秧ス。爰ニ於テ、人民生死ヲ決スルノ時トナリ、同村坂田・八重原村奎師ノ賛同ヲ得、苦ヲ忍ビ資ヲ募リ、技師ヲ雇ヒテ小糸川ニ揚水車ヲ架設ス。然ルニ成績良好ニシテ、爾来旱害ノ患ヲ忘レ、甫テ蘇生ノ思ヲナス。依テ后来ニ昔日ノ苦ヲ示シ、且ツ、該車ノ維持法其ノ他引水等ニ於テ、紛擾ナカラシメンガ為、即チ記念トシテ、碑ヲ周西村久保三百八十五番地字宮田大宮神社境内ニ建設致度、碑文寫相添此段奉願候也。			

久保揚水車設置場所の今昔



久保水車留場付近

久保揚水車留場付近(昔)



久保揚水車留場礎石(平成17年10月)

久保揚水車設置場所想定図



5) 水利組合の結成

＜久保普通水利組合＞

明治27年（1894）揚水車創設と同時に、久保地区を主体として坂田・杵師の両地区がこれに加入し、村長管理のもとに水利組合を結成、その名称を、久保普通水利組合とした。

その時の組合規約は次の通り。

水利組合規約書 （原文の写）

- 第1条 本組合ハ周准郡周西村久保、全村坂田及ビ八重原村杵師ノ三部落ヨリ之ヲ組織ス
- 第2条 当組合ハ周西村久保字南百拾番ノ地先ニ係ル小糸川ヲ堰留メ揚水車ヲ以テ久保坂田杵師三部落ノ田地ニ灌漑スルヲ目的トス
- 第3条 組合全体ノ六分二厘ヲ久保、三分坂田、八厘ヲ杵師ト区分ス
- 第4条 費用及ビ人夫等総テ組合全体ニ関スル課出ハ前条ニ定ムル部割ヲ以テ之ヲ負担ス
- 第5条 用水引取法ハ五昼夜ヲ以テ一回トシ第三条ノ規定ニ準ジ久保ヨリ初メ坂田ニ次ギ杵師ニ終ル
但当時ノ状況ニ拠リ組合協議ノ上本条ヲ臨時変行スルコトアルベシ
- 第6条 組合ノ幾部分ハ組合一統ノ協議ヲ経ザルモ費用自負ノ場合ニ於テハ水車ヲ使用スルコトヲ得
但本条ハ田地灌漑ノ場合ニ限ル
- 第7条 本組合中ノ基部分ハ組合一統ノ協議ヨリ解散スルノ場合ノ外組合ヲ脱スルヲ得ズ

前書規定之通相違無之候也

水利組合久保総代	金田 盈藏
全	刈込 徳次郎
全	磯貝 石太郎
全 坂田総代	坂井 四郎治
全	安藤 忠七
全 杵師総代	鈴木 紋治
全	鹿嶋 太郎吉

＜ 組合の役職員＞

水利組合は村長管理のもとに、次の役職員を以てその運営に当った。

1. 議 員	10名
1. 委 員	3名
1. 労務員	2名

その任務は次のようであった。

議員は主として組合における議事の任に当り、委員は揚水車運営について諸事担当。また、労務者は2名、内1名は常時水車場において、揚水車を操縦することに当り、他の1名は全耕地を巡視して送・配水のことに従事した。また、川留の作業やその撤去の労務などもこの二人の労務者で行い、手のたらない時には特に組合員の応援を受けた。

＜組合の経費＞

水利組合の経費は、組合員の加盟している耕作反別の面積に応じた負担金を以てして、その賦課徴収の事務から収支決算などのことにいたるまで、その大綱は一切役場の収入役において、これを行った。

＜町長管理の手を離れる＞

揚水車創設以来、村長（町長）管理のもとに運営してきたこの水利組合は、昭和年代の中頃にいたって、種々の事情から村長（町長）管理の手を離れて、組合独自の役員組織によって運営することになった。

即ち、久保・坂田両地区から水利組合役員として各5名を選出し、この10名の中から互選によって組合長・会計係を委嘱することになった。そして運営に関する議事から、組合費の賦課・徴収、さらに予算・決算のことにいたるまで、すべてこの10名の役員の手によって処理されるようになった。

また、川の留場の規模も、既に昔より大きくなったので、川を止める作業や、これを切り払う労務までも、この役員総員の手によってやるようになった。

6) 加盟耕地の増減状況

この水利組合の設立当時における加盟の耕地は、久保地区の大部分と、坂田及び埴師の一部分であったが、その後畑地を開墾して水田にするなど、年々増加した。また、昭和24年（1949）に、坂田地区の全域が加入、双方協議上、給水並びに経費負担額を久保と平等にすることに規約が改正された。

しかしながら、昭和40年（1965）前後にいたって、土地の状況変化も漸く激しくなり、戸数の増加も驚くほどになったので、耕地は次第に減少して、次の表示にみるような結果になった。

年次別加盟総反数表

年 次	加 盟 総 反 別
昭和38年 (1963)	72町6反2畝(約72.02ha)
昭和39年 (1964)	71町5反4畝(約70.95ha)
昭和41年 (1966)	69町6反9畝(約69.11ha)
昭和42年 (1967)	68町4反7畝(約67.87ha)
昭和43年 (1968)	65町7反 (約65.16ha)

7) 水利組合の解散

久保地区においては、既に土地区画整理事業を施行する準備を進めて、昭和45年(1970)1月20日に組合の設立総会を開き、続いて工事に着手したので、農耕作業は完全に停廃しなければならないことになった。ここにおいて70有余年の伝統に輝く久保普通水利組合は余儀なく解散することになり、精算処理委員を委嘱して諸事万端一切のことを精算の上、揚水車創設記念碑の裏面の余白を利用して、組合解散の詞と併せて処理委員の方々の氏名を銘刻して終止符をうった。

久保普通水利組合解散の詞

久保普通水利組合ハ都市計画法に基ヅク土地区画整理事業ノ
施行ニ伴ナイ七十五年ノ伝統ヲ持ツ当組合ヲ茲ニ解散スル

昭和四十五年三月



た記念碑は、後に久保地区において土地区画整理事業を施行するにあたり、その位置を移動することになり、君津市役所斜め向かいに「土地区画整理事業記念碑」の隣に移された。

この揚水車は創設以来、昭和38年（1963）に電力揚水機に切りかえるまでの70年間に二度の大改修を行っている。すなわち、揚水車の形態上において、前後を通して三様の大変化をみている。

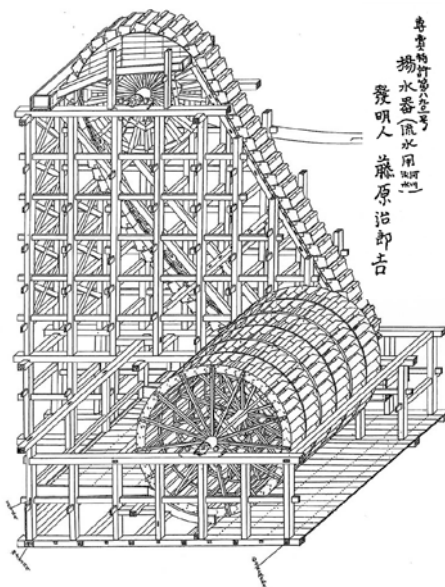
8) 揚水車の改造（第1回） 明治33年（1900）5月

最初に設置した揚水車は、前期の通り、直径38尺（約11.5m）の大車であったが、明治33年に至り、これに改造の手を施した。

これは藤原治郎吉氏が多年に渡り研究の結果、新しく考案されたもので、別に原動車を造り、この原動車の車軸と同一の小車と、38尺（約11.5m）の高所に据付けた小車とを調帯^{シラベ}に水折を取り付けた水車であった。

調帯^{シラベ}といってもベルトではなく、自転車のチェーンのように、ケヤキの木を鉄の棒で連結したものである。

これによって汲み上げられた水は樋をとおして地下に導引し、地中に埋設した送水管をとおして耕地の用水路まで送水するように改造したものである。



調帯式揚水車の原理図



久保の藤原式揚水車（第1回改造後）

<調帯式揚水車概要>>

型 式		藤原揚水車調帯式
揚 水 量		1 5 4 . 7
突 揚 程		
灌漑面積		7 1 町 6 反 3 畝 7 歩 (約 7 1 . 0 4 h a)
原 動 車		全径 1 4 尺 (約 4 . 2 m) 全幅 1 0 尺 (約 3 . 0 m)
回 転 数		毎分 9 回
工 費		2, 5 0 0 円
		機械費 … 1, 0 0 0 円 水路工事費 … 3 0 0 円
		地形及建築費 … 8 0 0 円 その他 … 4 0 0 円

可動日数

大正 4 年	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
8 7 日	8 6 日	8 8 日	9 0 日	9 0 日

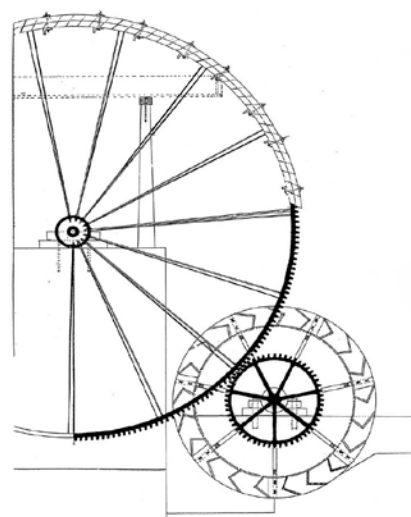
9) 揚水車の改造 (第2回) 昭和5年 (1930)

二代目の技師、藤原新治氏の新案設計によって作られた揚水車は、原動車と、この原動車の車軸と同一の小車の構造は調帯 (シラベ) 式のものと同じであるが、こんどは直径 3 6 尺 (約 1 0 . 9 m) の鉄骨製の大車で、この大車が原動車の側方に取り付けた小車 (原動車の車軸と同一の小車) と歯車のかみあわせによって回転するようにしたものである。

そして、この大車の全周囲に水枡を二列に取り付けた。この改造によって汲み上げる水量が著しく増大し、地中に埋設した送水管を二系列に増し、また用水路を嵩上げし、断面積を確保した。



久保揚水車 昭和35年頃



歯車式揚水車の原理図

10) 揚水車の終り 昭和38年(1963)

* 電力揚水機に切り替え

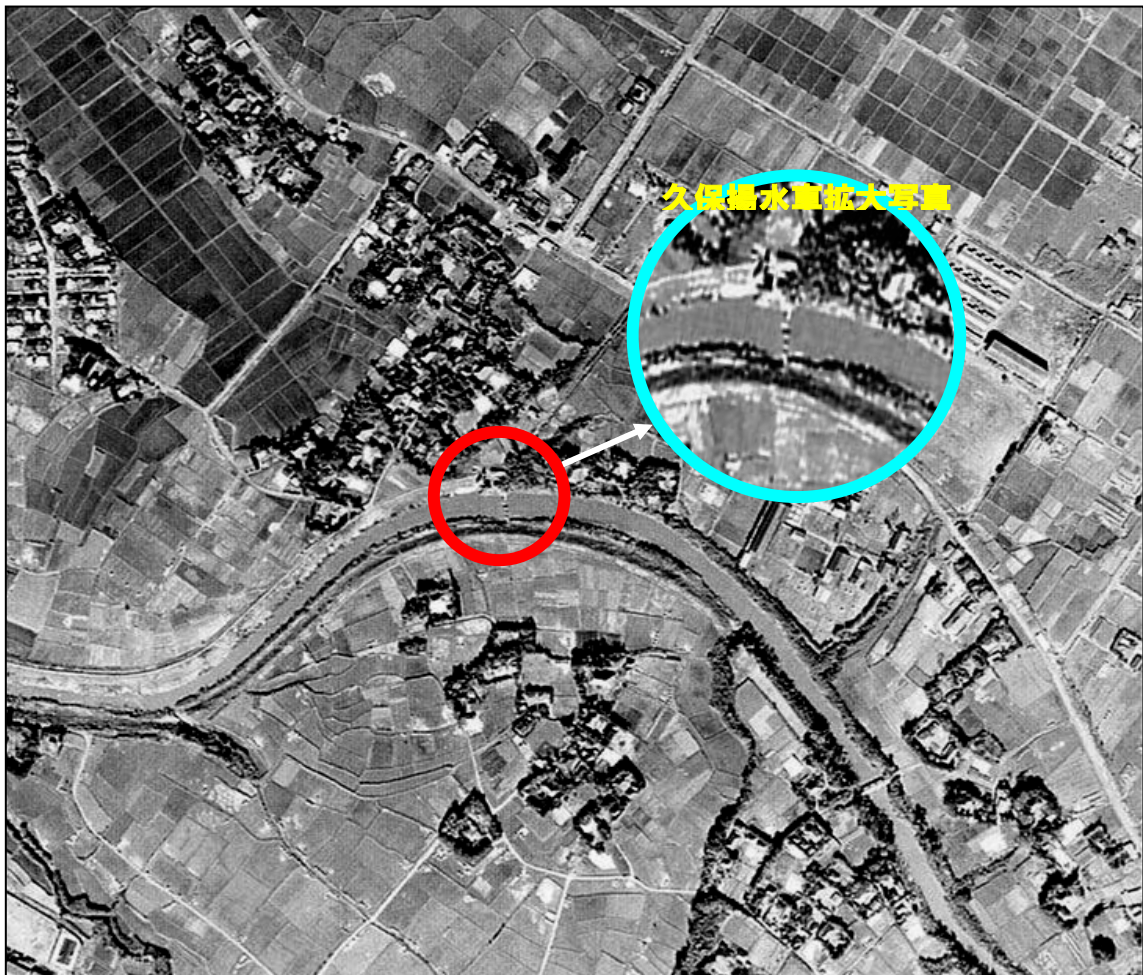
久保の揚水車も総体的に老朽化が進み、早晚改築をしなければならない時期にきていた。同年1月の久保普通水利組合総会において、これを議題として上程し、慎重審議の結果、時代の流れには抗しがたく、涙をのんでこの水車を惜みつつ、ついに電力揚水機に切りかえることとなった。

経費の低廉と揚水能力の優秀な点において、日本一とまで賞揚された70年の伝統をもつこの揚水車も、こうしてここに終りを告げることになった。

由緒の深いこの揚水車を、このまま永遠に保存したいという声が広く巷間に満ちて、当局者の方々も出来得る限りの努力をしたが、種々の関係上、ついにこれを実現することを得ず、後髪を引かれる思いのまま、昭和40年(1965)に解体処理が断行された。

後年になり、この揚水車の模型が三代目、藤原文夫氏の手により作製され、東京上野の科学博物館に陳列されている。

* 航空写真提供(昭和39年版):国交省国土地理院鹿野山測地観測所 大滝氏



航空写真で見る稼動時の久保水車 昭和39年頃

(3) 中野の揚水車

1) 水車の変遷

①寛政四年（1792）

中野村字高井地先の小糸川沿いに、水車が設置された場所が、天保五年（1834）の中野村絵図面に示されている。

この寛政年間（1789～1800）12ヵ年の間に7ヵ年も続いて大旱魃の被害を受けたと『千葉気象災害史』に記録されている。7ヵ年も続いた大旱魃に対処したのではと推察する。

②天保6年（1835）

坂田村、中野村、大和田村3ヵ村から奉行所に当てた「留切水車設置願」が出されている。この願いが出された前後は天保の飢饉中に当り、旱魃がちであった。この3ヵ村はうち続く旱魃にたまりかね、小糸川を留切水車によって揚水することを計画した。

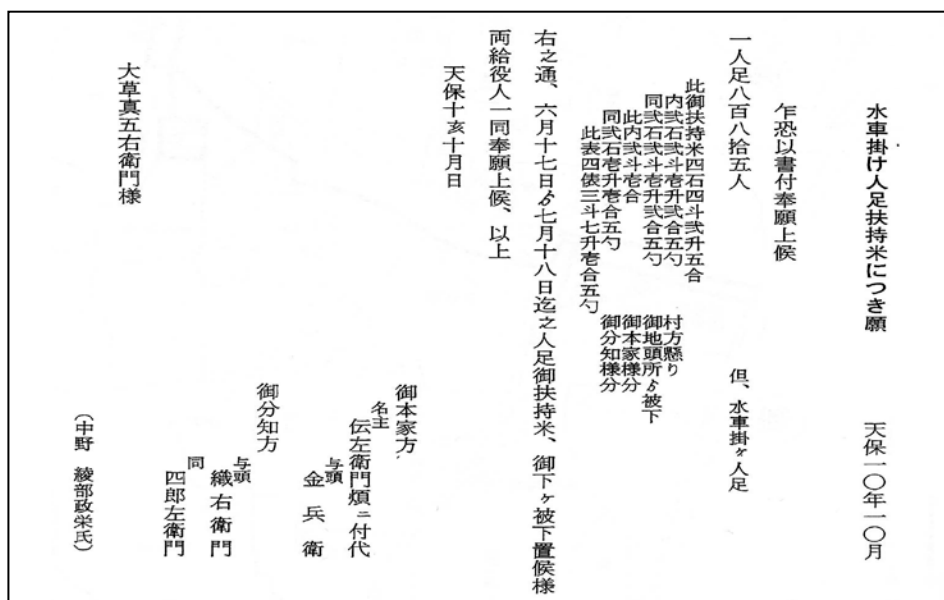
しかし、小糸川は川船、筏の通る幕府の運上川であったため、水の必要な5月から7月までの3ヶ月間に限って、1ヶ月に5日ほど留切して用水としたい旨を願い出ている。

留切水車設置につき願	天保六年
乍恐以書付奉願上候	
小笠原安藝守知行上総国周准郡坂田村、同人并小笠原鶴吉知行同国同郡中野村、福嶋谷太郎知行同国同郡大和田村右三ヶ村役人惣代中野村名主奉申上候。私共村方之儀、用水掛無御座天水場ニ而、年々旱損之愁ひ御座候処、去年之儀者別而夏秋江懸け照統、旱魃仕候ニ付、田方之儀者皆損毛仕、極困窮之村方ニ御座候処、右之通年々旱損受内統勝之上、其秋作皆損毛受候ニ付、今日之取統茂難相成候間、無抛地頭所江申立、救ひ方手当茂相下り、是迄漸急難相凌罷在候得共、於地頭所ニ茂、年々之旱損故逆茂救方被行届候様ニ者相成兼、此上当年万一去巳年同様旱魃仕候様ニ而者、一作年以來米穀高値ニ而極困窮仕詰候上之儀ニ付、村々退転および候外無御座歎々敷次第ニ付、小前一同田地相統方之儀、厚相談仕候処、村方地内相流候小糸川与唱候川御座候間、右を中野村地内ニ而旱損年斗五六七之三ヶ月而已、右ヶ月ニ五日程宛兩三度茂留切水車を以用水相懸ヶ候得者、旱損之愁ひ相逃れ、窮民共相助り可申義与奉存候処、右小糸川之義者、下り荷物御運上川之儀ニ付、勝手儀ニ留切等之儀茂仕兼候故、外ニ手段者有之間敷哉与種々相談仕候得共、右之外何様ニ茂いたし方無御座候間、前書申上候小糸川之義、当未々来ル辰迄拾ヶ年之間、旱魃年斗五月と七月迄之内、右ヶ年五日程宛兩三度茂留切用水相懸ヶ候様仕度偏ニ奉願上候。右願之通被仰下被下置候ハハ、為冥加遷代米右年季中米拾五石拾ヶ年ニ割合、右ヶ年米老右五斗宛御公儀様江御上納可仕奉存候間、何卒格別之御憐愍を以御聞濟被成下置候ハハ、窮民共相助り広太之御慈悲与難有仕合奉存候、依之不願恐此段奉願上候、以上	
天保六年月日	
小笠原安藝守知行	坂田村
上総国周准郡	
右同人	
小笠原鶴吉	中野村
同国同郡	
福嶋谷太郎知行	大和田村
同国同郡	
右三ヶ村惣代	
中野村	名主
願人	たれ印
差添人たれ印	
御奉行所	
(中野 綾部政栄氏)	

留切水車設置願 天保6年

③天保10年（1839）

中野村が「水車掛け人足扶持米願」が地頭所に出されている。水車掛け人足扶持米の余分を願ったものである。

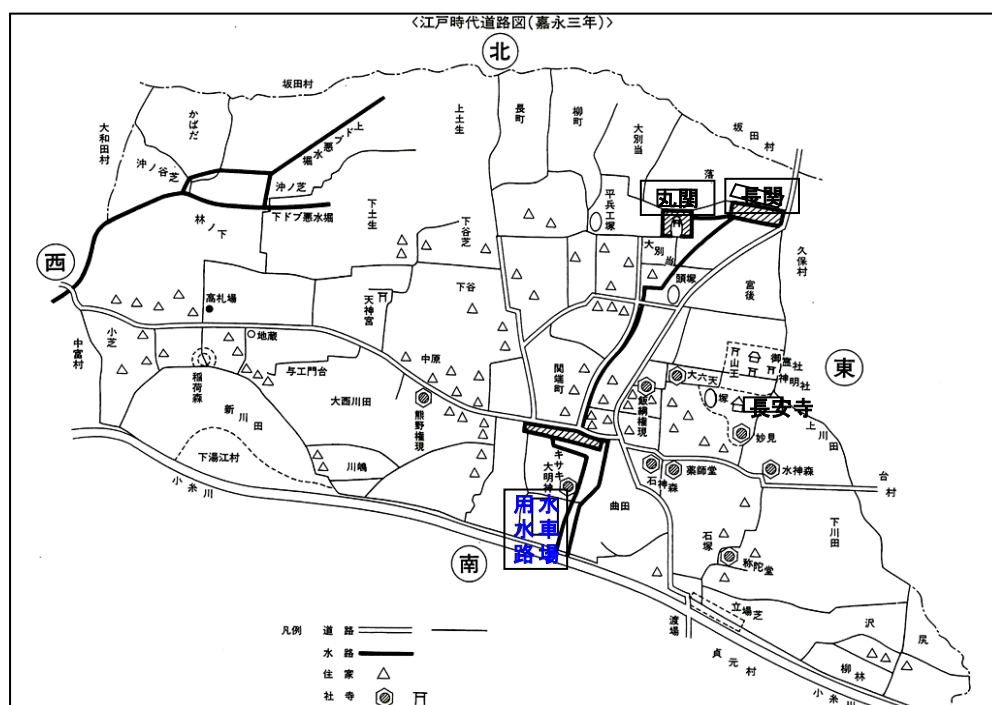


君津市史 資料Ⅱより

④嘉永3年（1850）

江戸時代道路地図に水車場揚水路が記されている。このことから、すでに揚水車があったことが伺える。

— 中野土地区画整理事業記念誌「礎」より —



江戸時代道路図 嘉永3年

⑤安政5年（1850）

5月13日、『中野村水車仕立入用覚』には、

「・・・・・・比詛八尺五寸（約2.5m）ニ略々出来之处九尺五寸（約2.9m）ニ仕直し候ゆへ也」とあり、

総費用は、金3両と銀2匁3分、銭963文で、金に換算して、3両2朱と銭963文であった。と記入されている。

⑥明治27年(1894)

＜揚水車の概要＞

8月2日に既設水車一輛を修理。更に一輛を増設するが、応急土留工事であったので、翌年に土留めを板留めとし、明治28年(1895)2月28日完成させる。

設置場所：中野字高井1、163～2番

(現在の中野2丁目6番地先縁地)

型 式：藤原式揚水環連車 二輛連架

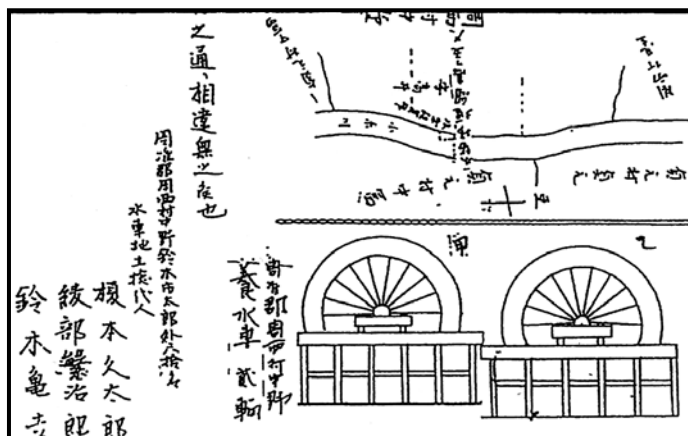
灌漑面積：1町5反3畝19歩

(約31.28ha)

工 費 …… 1,500円

明治26年(1893)、同27年(1894)は大旱魃で『千葉県気象災害史』によれば、「6月の平均降雨量は159.6mm、7月は115.4mm であるのに対し、同27年の6月は16.2mm、7月は59mm で、7月8日より28日まで降雨なし」と記されている。

中野地区においては、水田約31町(約30.74ha)の内、植付けできない水田約15町(約14.88ha)有余、また植付けた稲が枯死状態となり、村当局並びに組合員一同協議の結果、水車の架設を決議し既設一輛を修理、更に一輛を増設し二輛をもって用水することとし、早速県に「養水車設置願」を提出、県の受付は7月22日となっている。



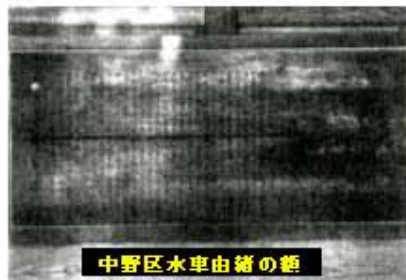
設置願添付図



揚水車設置願 明治28年7月21日

(注) 本史料は年欠であるが、本文中の「昨明治27年ノ如キハ」から明治28年と推定した。ところが明治28年11月作製の記念額の銘文によれば、明治27年8月2日竣工し、翌28年2月土留めを改めて板留めとした、とある。従って、史料の推定年号と矛盾する。

同時期水車を設置した人見の場合の設置願い（守八郎家文書）によれば、27年7月提出したが、「川船持ニ於テ故障ナキヲ証スルタメ願書ヘソノ旨記入証明スベシ」との付箋が付き、差し戻され、翌28年7月再提出している。中野の場合も同様に再提出したもののか。



中野区水車由緒の額

周准郡馬西村中野区は小糸川に枕すと雖も従来灌溉に其の便を得ず。例年雨水を頼って田を養ふ故に春季より水を蓄へて澆灌も之を流矢せず。之が爲めに水多ければ則ち稲秋腐爛し水無ければ則ち乾枯す。是故に乾湿度を得て十分の收穫を得ること甚稀なり。既に明治二十七年の大旱魃より秋に連る田面尽く龜裂し甚しきは斯くて六尺有餘の深さに至るあり。其害延て農に及ばし虫類發生廣野絶大青色を見ず。七月十二日に至りて提議者あり曰く水車を小糸川に架設して其急を癒はんと二三の不同者ありと雖も衆心の闕ふ所議遂に決す。其組合五十七人引水段別三十一町五段三畝十九歩、地を高きに相し以て工を起し特に委員十五名を推薦して之を担当せしむ。委員日夜奔走、刻苦精勵、之が河川に湛へ溝渠を穿つ岸に依て水車二個径凡二十有六尺なるを連架し翌月二日を以て功を竣り其規模予期に差はず。而条懸泉の如く輟輪一昼夜にして數十町の田面に奔注す。於是人々驚喜周を開き我等露生せりと今茲明治二十八年二月十八日更に相議して土留を改めて板留となす爲之前後費す所一千五百有餘円早魃を永遠に免るるの基礎始めて立焉前是數々此工事を企図せしものありて而して行はず。其所以は或曰く早魃は天爲のみ苟も人爲の作し得る所にあらず何ぞ空く多額の財を費やさんやと徒に難を望むを幾許年を経過せしを知らず、抑も人爲を以て化工を奪ふは人智の發達を（微すべき）阻止するものなり。今や水車を借りて水田を養ふのみならず、漸く進んで荒蕪の地を開墾するに至らば其利益果して如何ぞや、西哲曰く人民各個の利は邦国一体の利なりと蓋列國対峙各其技能を逞ふし必需器用快便の用具日に月に続発し相競ふて国力を強くし文明に誇る此時にして此起業の如き之を邦家の大より算すれば国より一些事の敢て論すべきに非ずと雖も然も各個の利は則ち一日の利となるの一端は茲に存す。況んや一郡の喘矢たる之を羣國に効なしと謂ふべけんや、善事たる利に成り相せざるものは必ず敗る。此事業たる協力一致和氣諸々の中に成る。之千載の後に持続する。又妄々疑はん頃者組合員、相談て此事を叙して鎮守祠前に掲げ以て記念なさんとす。而して余に囑す余不文なりと雖も己れ組合に列し且つ公益事業を喜ぶもの辞せず記之

明治二十八年十一月初旬

波山 鈴木吉兵衛撰

中野区水車由緒の額

<小糸川水流停滞工作物施設許可願>

久保、中野揚水の留場工事計画につき、明治37年（1904）5月30日付で、普通水利組合管理者である周西村長 大野甚太郎より千葉県知事石原健三宛に「小糸川水流停滞工作物施設許可願」を提出した。許可は遵守事項が記載され、同年6月20日付で千葉県知事石原健三より交付されている。

小糸川水流停滞工作物施設許可願 一、目的、小糸川水流ヲ滞留メ民有地ニ架設ノ揚水車ヲ運轉セシメ以テ耕地灌溉ニ供ス。 一、期限、毎年自五月十五日 至九月三十日 一、区域、君津郡周西村中野字高井一六三の二山林地先一ヶ所 右水流停滞工作物施設ノ儀御許可相成度別紙関係書類相添河川 水流及水面取締規則第二條ニ依リ此段相願上候也君津郡中野普 通水利組合管理者 明治三十七年五月三十日 周西村長 大野甚太郎		千葉県知事石原健三殿 計画方法書 一、久保留場について省略 二、中野留場ハ久保留場ノ下流約七百四拾間余ノ距離アリ川敷幅 拾貳間ニシテ工事ノ方法等ハ久保留場ト同一ナリ。(久保ハ板 ヲ以テ流シテ施設シ水面ヲ横過シテ板留ト為シ其ノ中央四間 ノ船通りヲ設ケ川明ニハ是レヲ開放シテ船ノ通過ニ便ナラシ ム) 板留高サハ水平流面ヨリ参尺ニシテ上下流沿岸及各留場 ニ害ナシ又停滞セシメタル水ハ見取図ニ示スガ如ク字高井千 百六拾参番ノ貳、民有山林及比同番ノ壹、民有田ノ一部ヲ掘 鑿シタル所ニ引用シ茲ニ架設ノ水車ヲ繕リテ揚水シ以テ耕地 參拾八町七反歩余ノ灌溉ニ供ス。 費用予算書 一、久保留場について省略 二、中野留場ニ要スル費用 金貳百貳拾九円五拾銭 材木及板代 金五拾五円 職工手間賃百人 一人二付 五拾五銭 金四拾五円五拾銭 土工人夫賃百参拾人、一人二付 参拾 五銭 金貳拾円 雑費 計 金 参百五拾円 内ニ収第二四八五号 君津郡中野普通水利組合管理者 君津郡周西村長 大野甚太郎 本年五月三十日付願小糸川ヲ滞留メ揚水車施設ノ件 許可候条、別紙命令書ヲ遵守施行スヘシ、 但本書到達後七日間以内ニ命令書ノ全文ヲ記載シタル讀書差 出スヘシ 明治三十七年六月二十日 千葉県知事 石原健三
--	--	---

小糸川水流停滞工作物施設許可願

⑦大正3年（1914）11月

揚水車を改造する。

型 式	……	藤原式同軸揚水車		
揚 水 量	……	毎分10石6斗6升（約1.92kl）		
突 揚 程	……	33尺（10.0m）		
灌溉面積	……	54町5反（約54.05ha）		
原 動 車	……	直径26尺（約7.9m）		
		輪幅 9尺（約2.7m）		
回 転 数	……	1分間 2.7回		
工 費	……	4,500円		
		機械費 3,700円	水路工事費 120円	
		地形及び建築費 500円	その他 180円	

可動日数

大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
87日	86日	89日	95日	90日

⑧大正10年（1921）

水車に代わって大型ガス発動機が設置される。

（水車二輛設置されてから27年目）

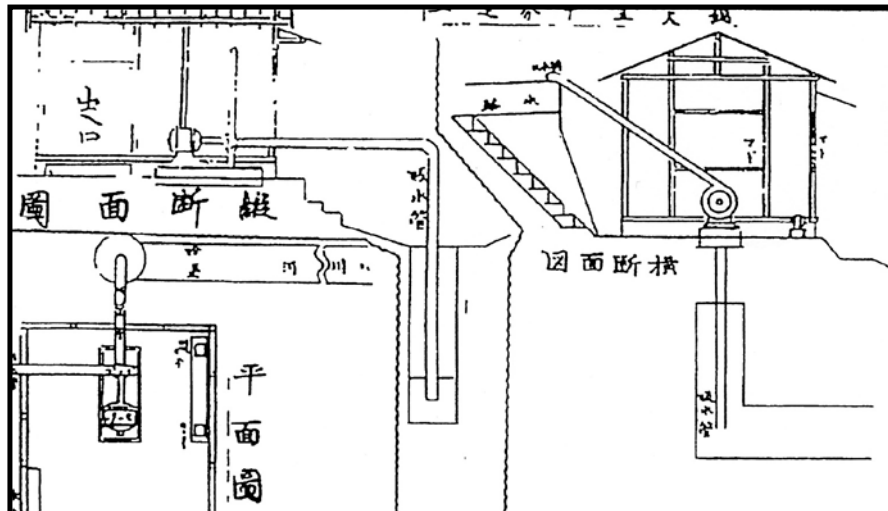
⑨昭和5年（1930）

20馬力の電動機が大型ガス発動機に代わって設置される。

この件について、時代の発展と組合員の要望に対処して、昭和4年（1929）12月8日、中野普通水利組合臨時組合会議を開き、「工作物施設願の件」について可決し、この願いを同年12月14日付をもって当時の管理者である周西村長、榎本竹次郎より千葉県知事後藤多喜蔵宛、提出されている。

<施設の概要>

河川敷占有面積	……	5坪（約16.53㎡）
添付書	……	平面図、明細図、設計書
設計金額	……	3,250円
構造	……	取付暗渠29間（約52.7m）
		幹線水路 2,661間（約4,838m）
		渦巻ポンプ口径8吋
		揚程 52尺（約16m）



電動機設備図(平面・縦横断面)

⑩昭和23年（1930）

20馬力電動機を30馬力に変更

昭和23年（1948）太平洋戦争終局後、国民の食料確保のため、開墾または、畑を田に転換したため、従来の揚水施設では用水が不足し、この対策を協議の結果、同年3月、中野普通水利組合増設委員を選出し、各組合員の同意を得、戦後物資不足の折、苦心され、20馬力を30馬力に変更すると同時に、幹線水路315mをコンクリート巻立に改良し、完成する。

工事費	……	962,000円
		（内、補助金 222,400円）

当時の組合員数 …… 126名

(中野79名、坂田37名、久保10名)

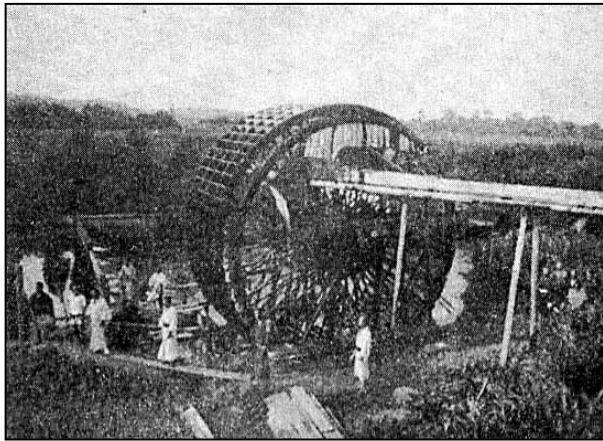
当時の耕作面積 …… 84町8反2畝(約84.12ha)

田……60町7畝(約59.57ha)

畑……24町7反5畝(約24.55ha)

30馬力に変更以来、昭和46年(1971)まで22年間、組合員の協力により支え、使用されてきた。

中野揚水車設置場所今昔



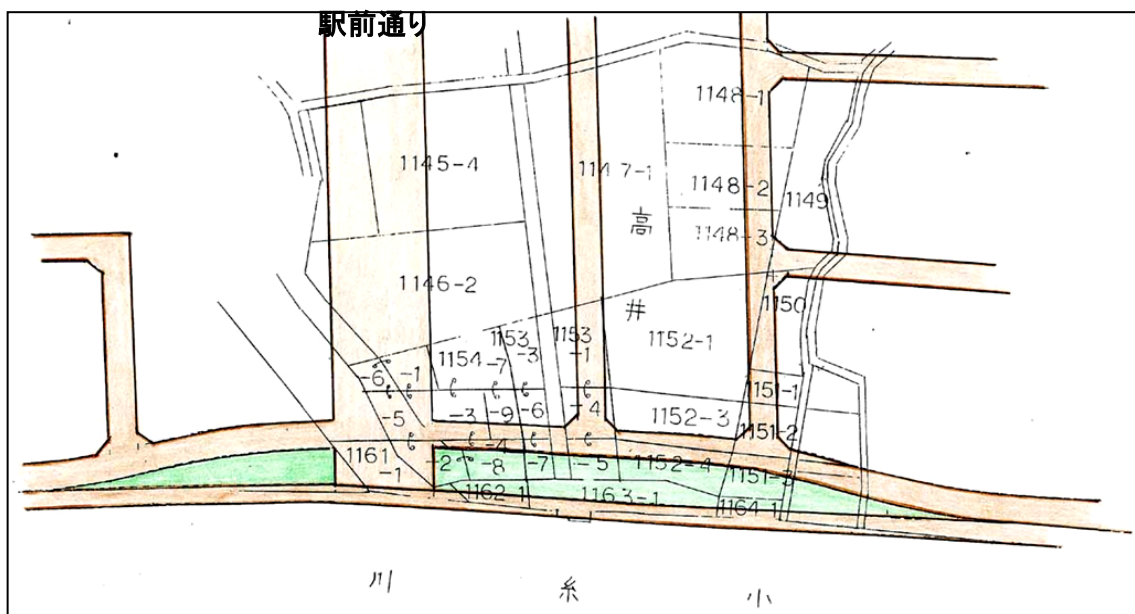
中野揚水車(昔:同軸式)



中野揚水車(平成17年2月)
* 水車があったと思われる場所

中野揚水車設置場所想定図

* 旧公図では、「中野字高井1162-3」の地番が見当たらないが、



(4) 中富の揚水車

1) 水車の変遷

年代は異なるが、2ヶ所設置されていた記録が残っている。一つは、明治27年(1894)に設置されたようである。

<設備概要>

設置場所 …… 中富字新川端地先
設置年月 …… 明治27年(1894年)
灌漑面積 …… 19町8反7畝2歩(約19.71ha)
水 車 …… 直径16尺(約4.8m)
工 費 …… 292円93銭4厘

川を土俵でせき止め、水位を上げ、岸の狭い流し口から落水を使って揚水していた。又この工事には村中総出で取り組んだ、とある。日当は男子10銭、女子7銭であった。また当時の舟大工の手間賃は20銭で、米一表の金額は3円66銭、職人が一ヶ月働いて米2俵であったという。

「中富郷土誌」より

二つ目は、中富字沢向に設置されたものである。

<設置概要>

設置場所 …… 中富字沢向970番地(耕地整理で地番変動。現在地不明)
設置年月 …… 明治41年(1908)5月
灌漑面積 …… 18町5反2畝(約18.35ha)
型 式 …… 流し込み
突 揚 程 …… 16尺(約4.8m)
揚 水 量 …… 1分間当り、8石7斗7升5合(約1.57kl)
水 車 …… 直径24尺(約7.3m)
輪幅10尺(約3.0m)
工 費 …… 979円
回 転 数 …… 1分間当り 4回

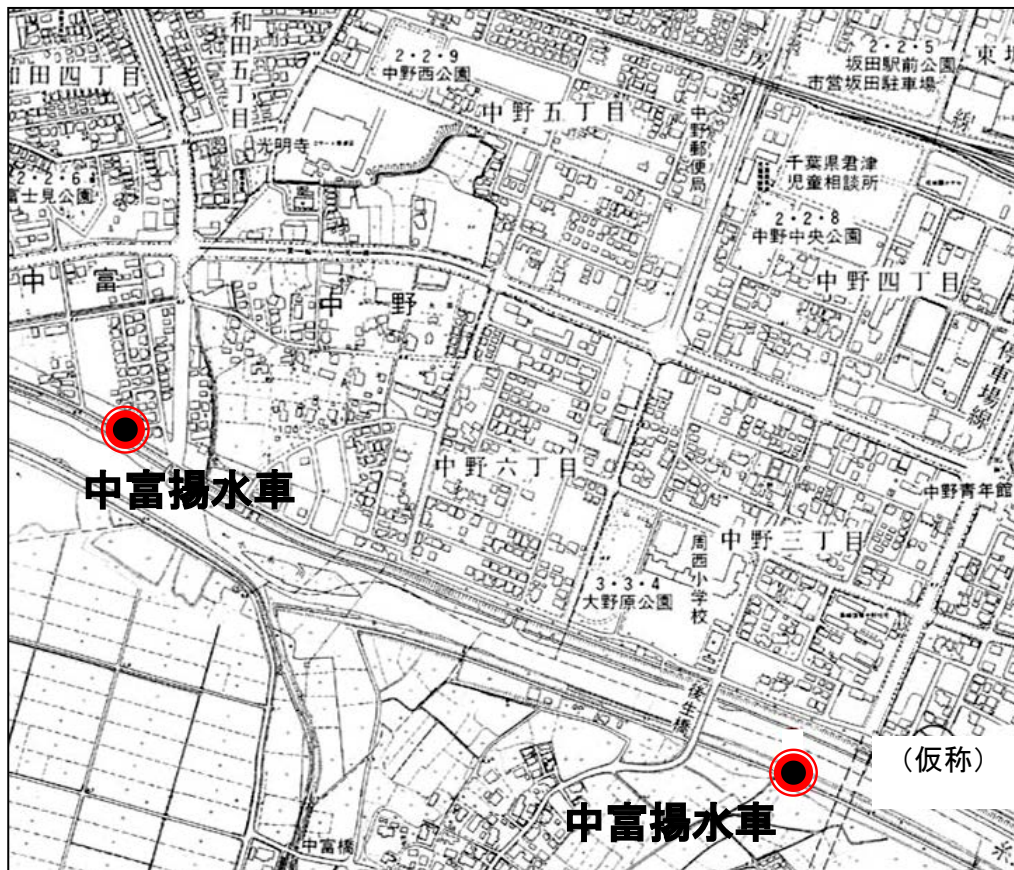
可動日数

大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
85日	84日	85日	87日	88日

中富揚水車設置場所(現在)



中富揚水車設置場所想定図



(5) 人見の揚水車

人見の揚水車は寛政4年（1792）ごろにはすでに設置されていたようである。

同年4月29日付で大堀村から人見村へ出された文書「水車掛日限之儀に付取替議定書」が「人見郷土誌 燦」に記録されている。

水車掛日限之儀に付人見、大堀両村 取替議定書	相定申一礼之事	一此度早魃ニ付、私共村方仕付一向相成不申難 澁致、右ニ付給々御地頭所相伺候上、其村方耕 地下タより川留いたし度、段々及掛合候處、以 前兩三度相留候節、其村方字人見崎、川田、鳥 井戸右三ヶ所、田畑並に川通痛有之候ニ付、御 難儀之段被仰聞、至極御尤存、村方ニても種々 相談いたし候所、逆も一圓植付無之難澁之處、 川留いたし候上は、右痛之場所見分いたし、作 徳相弁候積決着之上、川留に相掛申候、尤其村 方ニても用水車先達て御拵被成候所、村方川留 いたし候てハ、湛水にて水車相廻り不申、其村 方仕付相成兼、御難儀之由御尤に存候、依之村 方川留之儀、留切日より五日限り相拂可申趣、 御對談申候上は無相違相拂、其村方差支ニ相成 不申候様可致候猶又滴水之節は、其村右之地面 別て補ニも相成可申候間、川留堤相拂、其村地 面痛無之様取斗ひ可致候、為念給々連印相渡し 申候所如件、	寛政四年 子四月 廿九日	大堀村 名主 吉右衛門（印） 同 重郎右衛門（印） 同 兵左衛門（印） 同 次郎右衛門（印） 人見村 名主 八郎治殿 名主 次郎助殿 〔守真道家文書（人見）より〕
---------------------------	---------	---	--------------	---

水車掛日限之儀に付人見、大堀両村取替議定書

その後、文化3年（1806）5月付の文書、人見村の「水車水引き完了につき届」があったたことを「君津市史」で記載している。

宛先がないが、小糸川は運上川で、幕府代官の支配であったので、代官宛とも考えられる。

明治26年（1893）、27年（1894）の大早魃により、人見地区においても揚水車設置の機運が高まり人見字堰下、人見字馬込の2ヶ所、さらに、明治42年（1909）には人見字下新川田にも1基設置された。

水車水引き完了につき届	文化三年五月
御訴之事	当田方早魃ニ付、植付難相成、無是非例年之通車補理、水引漸々植付相 済申候、追々入用書付差上可申上候間、前々之通奉願候、依之御届ケ申 上置候、以上 文化三年五月 （人見 守喜一氏）

水車水引き完了につき届

(5) - 1 堰下の揚水車

1) 水車の変遷

①明治27年(1894)

<揚水車の概要>

設置場所 人見字堰下363番地(現在、人見4丁目堰下公園付近)

灌漑面積 28町歩(約27.77ha)

②明治43年(1910)4月

老朽化のため改修する。

<設備概要>

灌漑面積 28町歩

型 式 流し込み

突 揚 程 19尺(5.7m)

揚 水 量 1分間当り 10石4斗(1.88kl)

水 車 直径 19尺(5.7m)

輪幅 15尺(4.5m)

回 転 数 1分間当り 5回

工 費 1,940円

③大正4年(1915)4月

2回目の改修

型 式 流し込みを藤原式に改良

*この工事を請け負ったのは、吉野村八田沼の大工 石井幸吉

可動日数

大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
86日	85日	89日	88日	90日

なお、突揚程、揚水量、水車全径、輪幅、回転数については、第1回目の改修と変化なし。

⑥大正12年(1923)

9月1日の関東大震災により全面的な被害を受け、使用不能となる。

⑦大正13年(1924)

水車を廃止。石油発動機ポンプに切り替えられた。

記念碑は人見4丁目堰下公園の一角に建てられている。

堰下水利組合解散記念碑



堰下揚水車設置場所想定図



(5) - 2 下新川田の揚水車

1) 水車の変遷

①明治42年(1909)5月

人見地籍である人見字下新川田623番地に設置された。とあるが、飯野村二間塚との関係(設置場所、工費など)で評価する必要がある。

<揚水車の概要>

灌漑面積 3町5反4畝2歩(3.5ha)
型 式 流し込み
突 揚 程 12尺(3.6m)
揚 水 量 1分間当り3石1斗8升5合(0.575kl)
水 車 直径 12尺(3.6m)
輪幅 9尺(2.7m)
回 転 数 1分間当り 3.5回
工 費 370円

可動日数

大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
85日	83日	85日	87日	86日

人見揚水車設置場所想定図



(5) - 3 馬込の揚水車

1) 水車の変遷

①明治27年(1894)

設置場所 人見字馬込902番地

②明治35年(1902)4月

修理を行っている。

<設備概要>

灌漑面積 20町4反24歩(20.24ha)
型 式 流し込み
突 揚 程 15尺(4.5m)
揚 水 量 1分間当り 8石6升(1.45kl)
水 車 直径 18尺(5.5m)
輪幅 8尺(2.4m)
回 転 数 1分間当り 5回
工 費 1,070円

可動日数

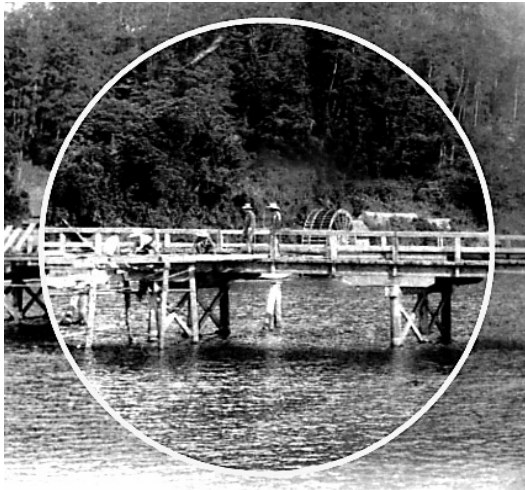
大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年
(1915)	(1916)	(1917)	(1918)	(1919)
84日	85日	83日	85日	85日

馬込水利組合解散記念碑は、人見神門、漁業資料館の一角に建っている。

馬込水利組合解散記念碑



馬込揚水車設置場所の今昔

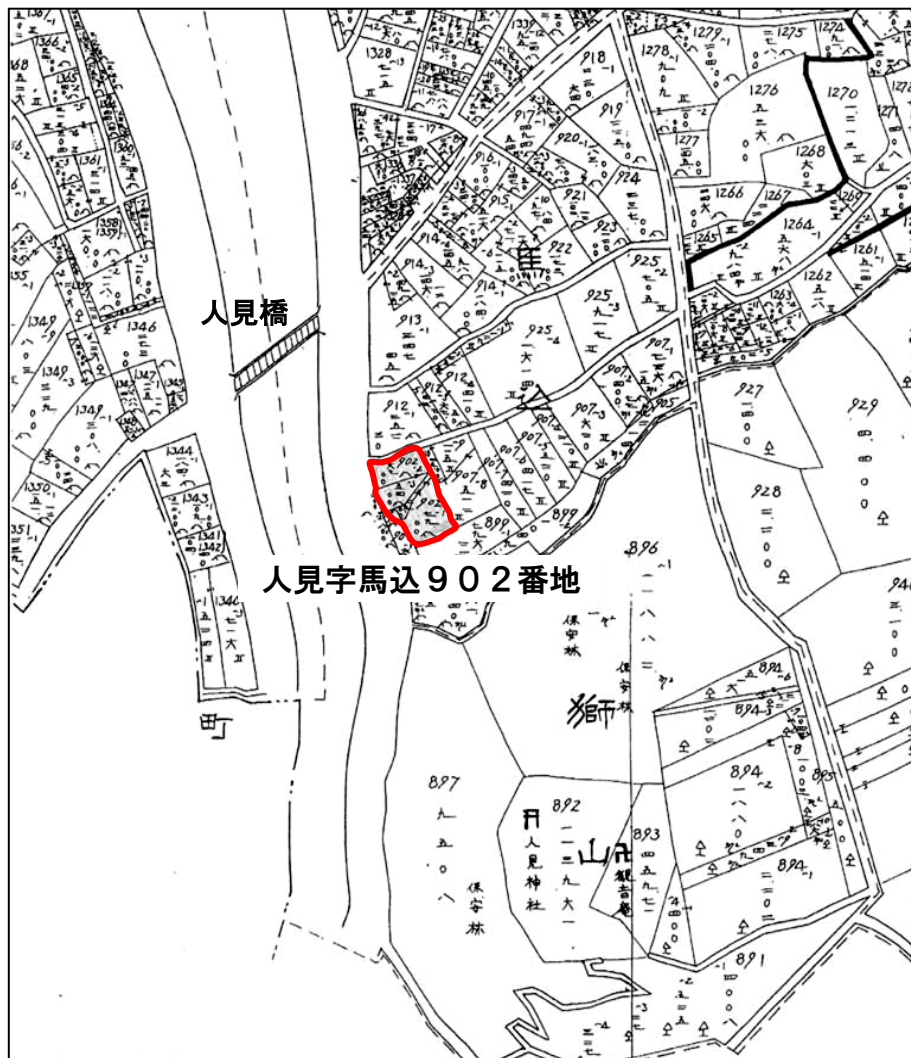


人見橋より見た馬込揚水車
(明治末)



現在の人見橋より見た馬込揚水車跡地付近

馬込揚水車設置場所想定図

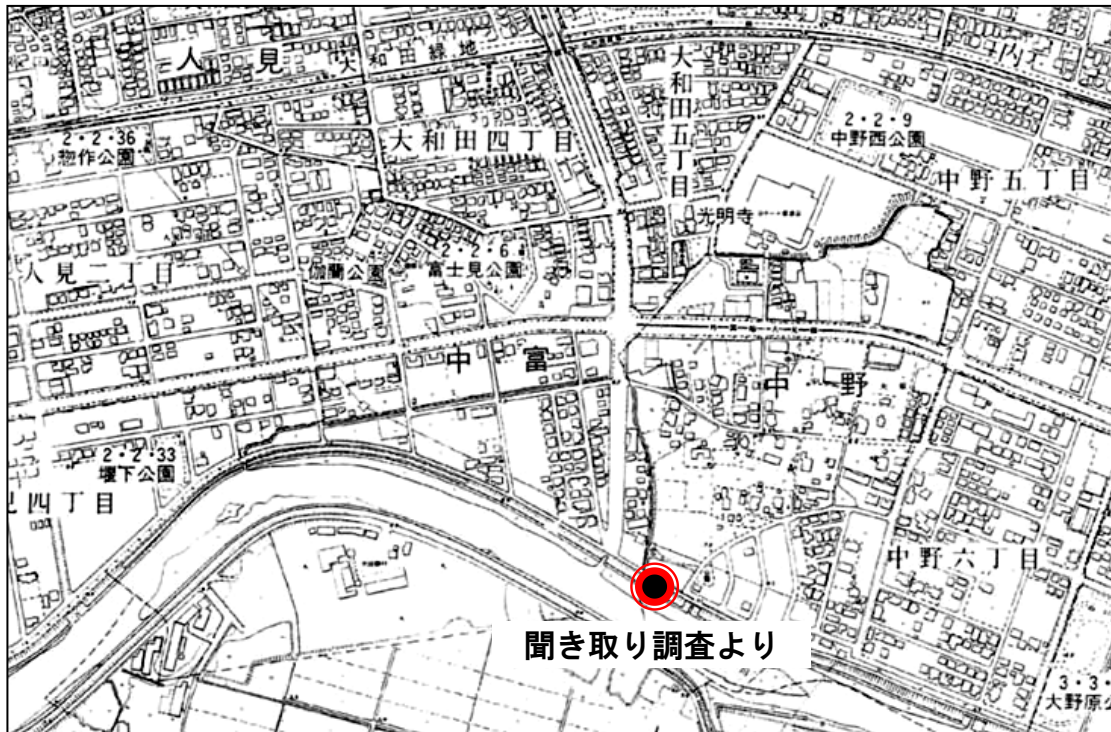


（６） 大和田、外箕輪、青堀村大堀、飯野村二間塚の揚水車

１） 大和田の揚水車

大和田の揚水車については、設置場所は中野字新川田と中富字沢向境に接していた（聞きとり調査：大野清氏談）と思われる。

大和田揚水車設置場所想定図



２） 外箕輪、青堀村大堀の揚水車

外箕輪及び青堀村大堀の揚水車については、現時点では資料が見つからず、設置場所、設置年月などの細部については不明である。尚、揚水車設置は次のように判断している。

当時盛んであった舟運（川舟、筏流しの営業者）と揚水車との間で利害が対立し、度々紛争が起きている。そこで、弁護士の鑑定書（田植え期間中は水車が優先する）を基に、留場１０ヶ所（三直、外箕輪、久保、中野、中富、大和田、人見（堰下）、人見（馬込）、二間塚、大堀）の留場総代人と、６ヶ村（八重原村、周南村、中村、小糸村、秋元村、三島村）の舟、筏営業人の間で、明治２８年（１８９５）７月６日に「^{*1}川舟約定証」（契約書）を交している。

この契約書の一項として、

「船筏通行時間ハ当日午前５時三直留場ヲ切下ゲ、同日午後９時ニ久保

留場上迄昇船シ三直箕輪ノ留場ハ翌日昇船ニ^{サシツカエ}差間ナク切下グル事」とある。

また、この川舟契約書を取り交わした約一年後の明治２９年（１８９６）７月３

日付で、関係10ヶ所の留場総代人同士で、水田に灌漑のため上部は三直、下部は馬込留場と10ヶ所の堰止めを行うことにより、留場の通舟との関係、水車の運転ト支障が多かったので、「^{*2}留場約定書」を作り、取り決めをしている。

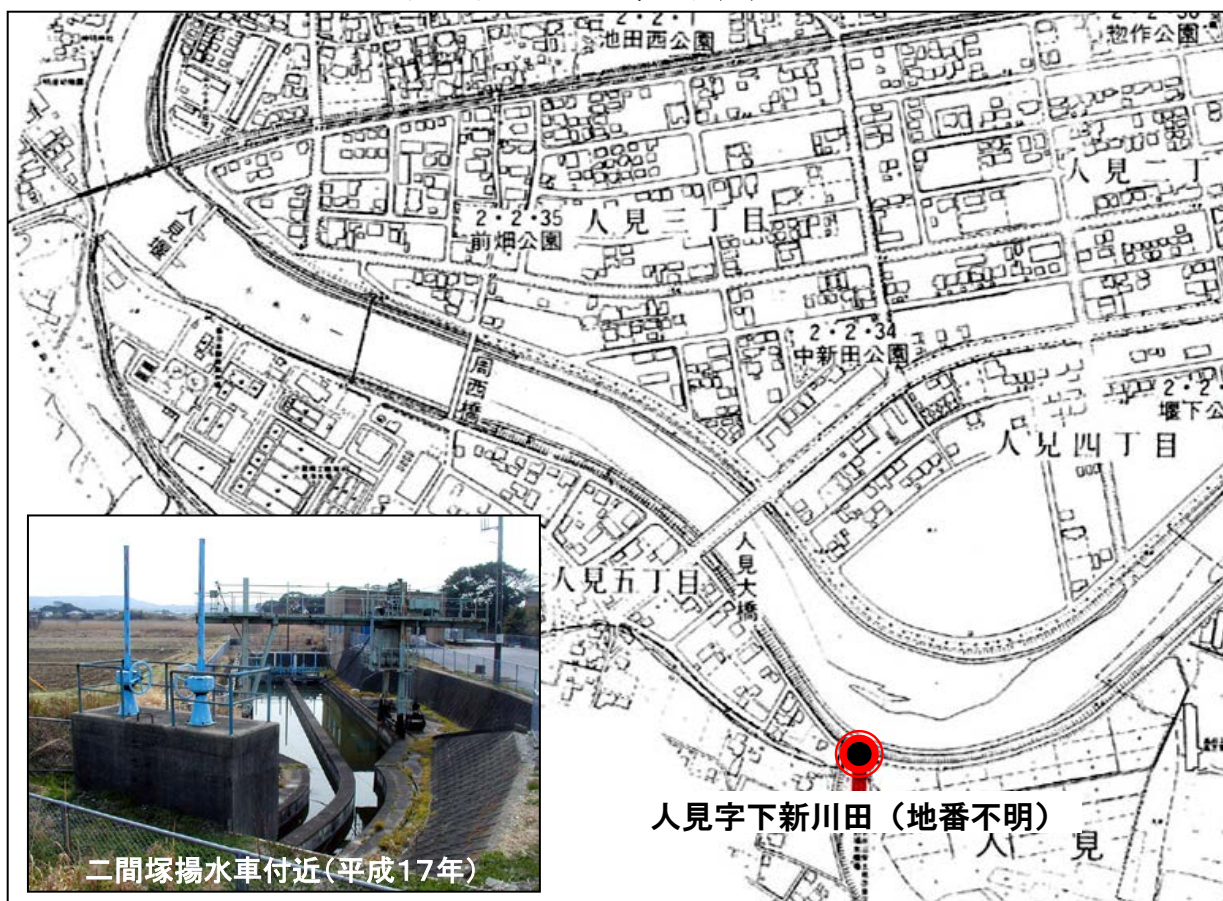
以上の観点から、外箕輪、青堀村大堀の揚水車が設置された、と判断した。

3) 飯野村二間塚の揚水車

二間塚は小糸川に直接接しておらず、二間塚集落から人見集落の場所へ揚水車設置願いが出され、協議の結果、合意に達し、契約書を交し、揚水車を設置している。

設置場所 人見字下新川田
(地番は不明のため、場所が判断できない)
設置年月 明治28年(1895)

二間塚揚水車設置場所想定図



^{*3}「**契約書**」の内容は、二間塚の揚水車を人見地先に設置する際、必要な時には、人見集落の揚水車が優先する文書が定められている。

明治28年7月6日

川船約定証
契約書

明治一八年七月六日

小糸川留場設置ニ付該留場地主と同川ヲ通行スル船主及ヒ之ニ關スル營業者ト左ノ事項ヲ契約候事

一年期間、毎年五月十五日ヨリ六月十五日迄卷ケ月間ハ五月廿四日、六月四日、同日、四日ノ三回トシ、六月十六日ヨリ七月十五日迄卷ケ月間ハ六月廿五日、同廿八日、七月四日、同十一日ノ四回トシ、七月十六日ヨリ八月十二日迄卷ケ月間ハ七月十八日、同廿三日、同二十八日、八月二日、同七日、同十二日ノ六回トナシ計拾二回通行スル事

一船先通行時間ハ当日午前五時三直留場ヲ切下ケ同日午後九時ニ久保留場上迄昇船シ三直箕輪ノ留場ハ翌日昇船ニシテ該留場ヲ切下クル事

但船主通行ニ當リ非常災害ニ遭遇シ時間ヲ遅シタルトキハ此限リニアラス

一本契約年期ハ当明治二十八年ヨリ來ル三拾七年迄同拾ケ年間トス

此契約證書拾七通ヲ製シ各郡印シ留場ハ拾通船主持及ヒ營業者各總代人ハ七通受取置キ後日違約仕聞敷候、依之契約証如件

明治二十拾八年七月六日

周准郡西村人見子馬以子馬下同村大田和中野
久保野村二箇留場村大南貴光村中富八重原
村西外箕輪ノ拾通船主總代理人
周准郡西村人見坂井四郎治郎
同郡同村人守八郎治郎
同郡同村人夏笠廣吉
同郡八重原村三直鈴木時次郎
同郡青崎村大堀量平
平野

周准郡八重原村周南村中村小糸村松本村三島村
六ヶ村船先通行總代人
周准郡小糸村磯尾健
松崎市郎治郎
同郡秋元村市宿周成
代人
野村
石和同惣治郎
西栗吉
同中村
鈴木信造
同加藤伊平
周南村
渾原安五郎
相川敬治郎
三島村
青木万次郎
本件交與人總代
同郡秋元村
大堀兵造
（川船約定証）
（中野島治）

○（一）年後の明治三十八年六月一五日には同様の約定証が再契約されている。ただし、水車留場は六ヶ所に減少している。

明治29年7月3日

約定證

一 周准郡小糸川工設置シアル養水車、八重原村三直同村外裏輪
貞元村中富、周西村久保同村中野同村大和田同村人見堰下同村、日
所馬込、飯野村二間塚、青堀村大堀、都テ拾ヶ所ノ留場通船、同
毎ニ下部ニ於テ湛水數間相後シ之レガ為メ水車ノ運轉上差支多キ
ニ付、其便利ヲ計リ上ハ三直留場、下人見馬込ニ至ル迄、日數公
平ニ運轉活用セシムル事ヲ各留場ニ於テ之レヲ承諾ス依テ約定証
如件

明治廿九年七月三日

周准郡貞元村中富 留場惣代人 小西 源 藏 印
同郡飯野村二間塚 留場惣代人 斎藤 甚 八 印
同郡周西村中野 留場惣代人 榎本 久太郎 印
同郡同村久保 留場惣代人 苅込 徳次郎 印
同郡同村大和田 留場惣代人 茂田 治郎平 印
同郡青堀村大堀 留場惣代人 平野 恭助 印
同郡周西村人見字堰下 留場惣代人 守 八郎治 印
同郡同村字馬込 留場惣代人 天笠 廣吉 印
同郡八重原村外裏輪 留場惣代人 藤平 勘次郎 印
同郡 同村三直 留場惣代人 鈴木 權四郎 印

此證書拾通ヲ調製シ
各邑通宛分有之

明治30年9月4日

同盟規約証

一、君津郡小糸川へ設置シタル同郡八重原村三直同郡同村外養輪同郡周西村久保同村中野同村大和田同村人見字堰下及ヒ字馬込同郡青堀村大堀同郡飯野村ニタ間家同郡貞元村中富各留場ハ田方養水ノ為メ水車ヲ取設ケ候ニ付規約スル事左ノ如シ。

一、堰留拾ケ所同盟為シタルニ付テハ相互ヒニ親切ヲ盡シ可申事。

一、川船運搬ノ回数ハ爾後協議ノ上取極メ可申事。

一、各留場地形ニ依リ堰留方一定シ難シト雖モ自保ニ切流シ各留場ニ差障リ無之様注意スル事。

一、各留場ニ対シ他ヨリ支障有之節ハ組合一同協議ノ上取斗ヒ可申事。

右同盟規約証如件。

明治三十年九月四日

周西村人見字馬込	佐野 喜太郎	印
同 村人見字堰下	守 八郎治	印
同 村大和田	茂田 治郎平	印
青堀村大堀	高橋 善六	印
貞元村中富	瀬戸 濱治	印
周西村中野	鈴木 龜吉	印
同 村久保	荻込 徳次郎	印
八重原村外養輪	藤平 勘次郎	印
同村三直	鈴木 倉治	印
飯野村ニタ間家	齊藤 甚八	印
右拾遺ヲ作り各留場へ分与スル者也		

(原本)

契約証

周准郡周西村人見字下新川田附着小糸川に於て田方養水車取設、周西村人見部落飯野村二間塚部、上貸借相整候誓約スルコト、左ノ如シ

第一條 周西村人見字下新川田川縁に於て人見部落飯野村二間塚部養水車設置スルコト、人見部落飯野村二間塚部養水車設置アルハ直チニ二間塚部落ノ養水車ヲ解除スル事

第二條 前條箇所江養水車設置スルト雖、人見部落字堰下ノ養水車ニ害アルトキハ直チニ二間塚部落ノ養水車ヲ解除スル事

第三條 右貸借年限ハ水車ヲ相用ヒタル年ヲ拾ケ年トス

第四條 人見部落ノ内字堰下ノ水車ニ付属スル諸般ノ工事ヲ改造ノ節ハ、第壹條ノ箇外江水車設置ニ付増費スルヲ以テ、総額費用ノ三分ノ壹ヲ二間塚部落ニ於テ負担スル事

第五條 水車ノ漏水ハ字鳥井戸福田字上下新川田江使用スルコト、然トモ若シ漏水無之トキハ壹ケ月ノ内老日ヲ分水スル事

此証書ハ七通ヲ調製シ、各委員ニ於テ各通宛所持スル者也

二間塚用水車設置に関する周西村人見・飯野村二間塚契約書

明治二八年六月二日

周准郡飯野村二間塚水車委員

周准郡周西村人見水車委員

白井三郎治

高橋藤吉郎

同 天笠 広吉

同 守 八郎治

同 白井龜次郎

同 秋元重次郎

周准郡飯野村二間塚水車委員 齊藤 甚八

同 鳥海 才平

同 山田 常蔵

同 齊藤半重郎

同 須藤 和平

同 齊藤敬太郎

同 齊藤忠次郎

同 齊藤卯之松

同 長嶋 文吉

同 長島 和平

同 鳥海平五郎

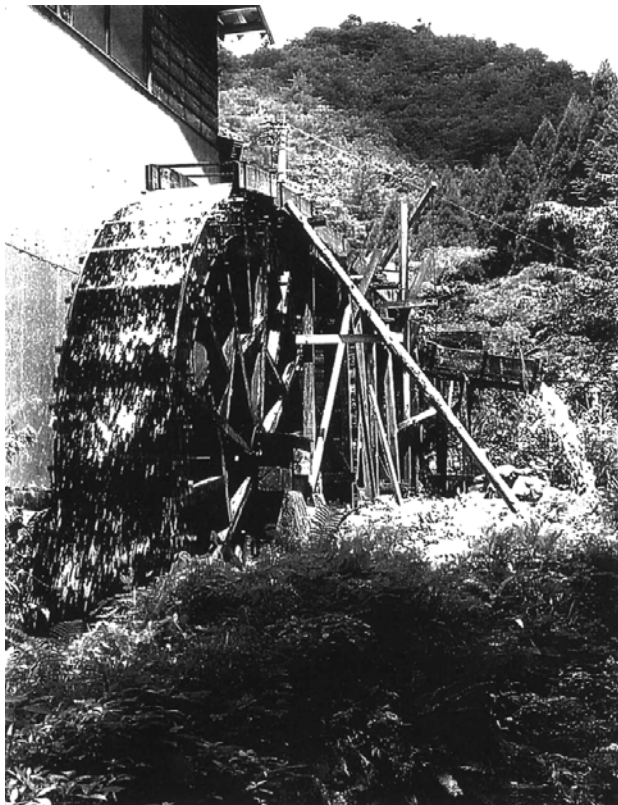
(契約書)

(中野自治会)

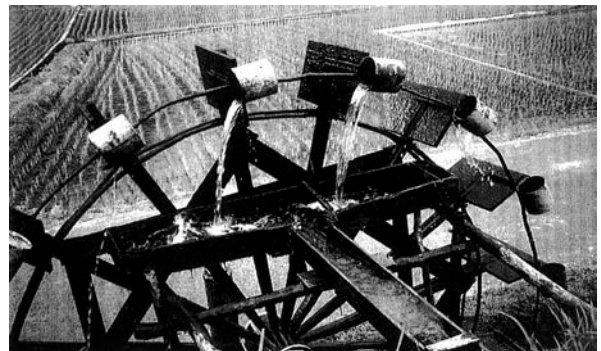
日本の水車



福岡県朝倉町三連水車



岡山県勝田町の製材水車



佐賀県相知町町切の揚水水車



熊本県菊池市木庭の精米水車

* 画像は、 地理 Vol. 44, 1999, KOKON-SHOIN 9月号 対談特集「水車と風土」より抜粋